

徳島県ふるさと起業家支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、地域資源等を活用して地域課題の解決を図るため、県内外から広く共感を得られる魅力的な事業を、本県において行う者（以下「ふるさと起業家」という。）に対して、徳島県のふるさと納税制度を活用した寄附金をもとに、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(ふるさと起業家の募集等)

第2条 知事はふるさと起業家を公募により選定する。

2 応募条件等については、徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」事業者募集要項（以下「募集要項」という。）において別に定める。

(ふるさと起業家の認定)

第3条 知事は、ふるさと起業家から募集要項に基づく申請があった場合、徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」事業者認定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その意見を聞いた上で、認定通知書（様式第5号）又は不認定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

2 審査会の運営については、別に定める。

(寄附の募集等)

第4条 知事は、前条に規定する認定の通知を受けたふるさと起業家（以下「補助事業者」という。）が実施する事業を徳島県の指定するクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに一定期間掲載し、寄附を募るものとする。

2 補助事業者は、前項の寄附金の募集に必要な資料及び関連するデータ（画像等含む）を県に提供することとする。なお、インターネットサイトに掲載された内容等に関する紛争及びトラブル等の一切の責任は、補助事業者が負うものとする。

(補助事業者の責務)

第5条 補助事業者は目標額以上の寄附が達成出来ない場合においても、自己の責任において補助対象事業を遂行するものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業の事業報告、成果物である新製品・サービス等の試供品・サービス利用権の提供等、寄附者が事業に対して継続的に関心を持つための工夫を行うものとする。

3 知事は、前項の目的のために必要な寄附者の情報を、補助事業者に提供するものとする。

4 補助事業者は、提供を受けた個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

5 補助事業者は、県において行う徳島県「ふるさと起業家支援プロジェクト」事業に係る周知広報に協力しなければならない。

(交付予定額の通知)

第6条 知事は、前条に規定する寄附金の受付が完了したときは、速やかに補助金の額を算定し、補助事業者に対して、補助金の交付予定額を通知（様式第7号）する。

2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象経費等)

第7条 補助金の対象経費及び補助率は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、クラウドファンディングにより県が収納した寄附金額に、補助事業者ごとに設定した寄附目標額又はクラウドファンディングにより県が収納した寄附金額のいずれか低い額を加えた額と、補助対象経費のうち、知事が必要かつ相当と認めたものに補助率を乗じた額とを比較し、低い方の額とする。

2 前項の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

3 補助額の上限は、予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請)

第9条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第8号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第9号)

(2) 収支予算書(様式第10号)

(3) 見積書、仕様書、カタログ等

(4) その他、事業計画の説明上必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は別に定める。

4 補助事業者は、規則第3条の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体についてはこの限りでない。

(補助金交付の決定等)

第10条 知事は、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定を様式第11号により通知するものとする。

2 知事は、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- 一 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 二 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機械等は、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(軽微な変更)

第12条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- 一 区分に基づき配分された額を変更しても、補助金交付の目的の達成に支障がないと認められる場合
 - 二 経費の目的を実質的に変更するものでない場合。ただし、補助金額の20パーセントを超える場合を除く。
- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業の内容を変更しても、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微で、かつ、その方が効果的である場合で、補助額が変わらない場合
 - 二 補助金の交付の目的及び補助事業の能率に関係のない事業計画の細部の変更であり、かつ、補助額が変わらない場合。

(変更の承認の申請等)

第13条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 知事は、前条第1項による申請書の提出がなされた場合には、当該申請書の内容を審査し、事業内容及び補助金交付決定額を変更すべきと認めたときは、様式第13号により通知を行うものとする。

(状況報告)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業遂行状況報告書(様式第14号)の提出を求めるものとする。

(実績報告書等)

第15条 規則第11条の規定による実績報告書は、様式第15号とする。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実績報告書(様式第16号)
 - (2) 収支精算書(様式第17号)
 - (3) 寄附者へのお礼の品送付等の対応状況(実績報告日現在、任意様式)
 - (4) 収支を明らかにした帳簿類及び領収書類
 - (5) その他知事が必要と定める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに行なければならない。

- 4 第9条第4項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。
- 5 第9条第4項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、当該金額を仕入れ控除税額確定報告書（様式第18号）により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第19号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第20号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第18条 知事は、補助事業者に対し、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第19条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定額の2分の1以内の範囲において、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求理由書
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第20条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令等に違反したことが判明したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第21条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金)

第22条 補助事業者は、前条の補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その返還を命じた補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(延滞金)

第23条 知事は、補助金の返還を命じ、これが納付期日までに納付されなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第24条 規則第17条第2号及び第3号の知事の定める財産は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具。
- (2) その他別に定めがあるもの。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(立入検査等)

第25条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があると認めるときは、事業認定者に報告させ、又は県職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の経理)

第26条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の保管等)

第27条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度の翌年度から起算して5年間、当該補助事業に係る事業状況及び収益状況等に関する書類を保管するとともに、知事の求めに応じ、事業状況及び収益状況等に関する報告書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に係る書類について当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第28条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月17日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年7月7日から施行し、令和5年度の補助金から運用する。

別表

1 補助対象経費

(1) 寄附金を元にした県補助金

ふるさと納税制度を活用して得られた寄附金をもとに、事業に必要な経費について補助する。

経費の区分	補助対象経費
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び建築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
報償費	事業の遂行に必要な専門家、外部協力者等への報償・謝金等に係る経費
使用料及び賃借料	事業の遂行に必要な会議室、会場等の使用に係る経費
広報宣伝費	新聞、雑誌等への掲載に係る経費
委託料	専門機関等への調査委託に係る経費
印刷製本費	パンフレット・チラシ、資料等の印刷に係る経費
その他	その他必要と認められる経費（製品の試作開発に係る原材料費、加工費、消耗品費等）

(2) 上乗せ支援分の補助金

ふるさと納税のスキームを活用して得られた寄附金額又は寄附目標額のいずれか低い額の範囲で、事業に必要な以下の経費について補助する。

経費の区分	補助対象経費
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び建築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、徳島県ふるさと起業家支援プロジェクト（以下「当事業」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 補助事業者は、寄附者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当事業が終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 補助事業者は、寄附者への事業報告等を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により提供を受けなければならない。

(適正管理)

第4条 補助事業者は、当事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 補助事業者は、当事業に関して知り得た個人情報を、目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、知事が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 補助事業者は、当事業の個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、知事が承諾したときは、この限りでない。

(従事者への周知)

第7条 補助事業者は、当事業に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8条 知事は、補助事業者が当事業を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、当事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに知事に報告し、知事の指示に従うものとする。